

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 21 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501823号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600130号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は24万2,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における平成20年7月11日の標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は平成20年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を24万2,000円と記載して、届出を行ったことが確認できるが、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者が請求期間①において同社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②において24万2,883円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(24万2,000円)に基づく厚生年金保険料(1万8,145円)を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は同社に係る資料について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600127号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600131号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は24万5,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における平成20年7月11日の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は平成20年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を24万5,000円と記載して、届出を行ったことが確認できるが、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者が請求期間①において同社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②において24万5,000円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(24万5,000円)に基づく厚生年金保険料(1万8,370円)を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は同社に係る資料について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600135号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600132号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は23万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における平成20年7月11日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は平成20年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を23万円と記載して、届出を行ったことが確認できるが、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者が請求期間①において同社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②において23万400円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(23万円)に基づく厚生年金保険料(1万7,245円)を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は同社に係る資料について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600136号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600133号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は31万9,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における平成20年7月11日の標準賞与額を31万9,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は平成20年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を31万9,000円と記載して、届出を行ったことが確認できるが、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者が請求期間①において同社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②において31万9,500円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(31万9,000円)に基づく厚生年金保険料(2万3,919円)を事業主により賞与から



控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は同社に係る資料について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600354号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600134号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額を109万3,000円に訂正することが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成24年6月8日に係る「賞与明細」及び賞与支払データにより、請求者は、同社から109万3,900円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(109万3,000円)に基づく厚生年金保険料(8万9,691円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600262号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600027号

## 第1 結論

昭和63年\*月から平成3年3月までの請求期間、平成5年8月から平成6年9月までの請求期間及び平成7年11月から平成8年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年\*月から平成3年3月まで  
② 平成5年8月から平成6年9月まで  
③ 平成7年11月から平成8年6月まで

請求期間①については、私は、私の母から母が勤務していたA金融機関で私の国民年金保険料を納付したと聞いている。また、請求期間②及び③については、私が、当該期間の国民年金保険料を母に渡して、母が勤務していたA金融機関で納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者及び請求者の記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得処理日から、平成3年6月頃に払い出されたと推認できるところ、上記記号番号が記載された請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄には、最初に被保険者となった日として平成3年4月1日と記載されている上、オンライン記録によれば、請求者の国民年金の被保険者資格は、取得日を平成3年4月1日として同年6月20日に処理されていることが確認できる。

以上のことに加えて、請求者は、請求期間①を含む昭和63年4月から平成4年3月までの期間は大学生であったと陳述しており、20歳以上の大学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成3年4月からであることを踏まえると、それより前の請求期間①は、任意加入対象期間の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索でも、請求者に対して、上記とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することができない。

請求期間②及び③については、前述の年金手帳の国民年金の記録(1)欄には、請求者が厚生年

金保険被保険者資格を取得した平成4年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後の同資格の取得は平成9年7月1日とされており、請求期間②及び③の国民年金被保険者資格に関する記載はないところ、オンライン記録によれば、請求期間②及び③に係る国民年金被保険者資格の記録は平成19年2月5日に追加されていることが確認でき、当該記録追加前は、請求期間②及び③は未加入期間とされていたため、国民年金保険料を納付することはできない上、当該記録追加時点では、請求期間②及び③は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。